別記第３号様式（第６関係）

里山等整備支援事業の実施に関する協定書

（目的）

第１条　　　　　会（長）（又は市長）（以下「甲」という。）と森林所有者　　　　　（以下「乙」という。）は、第３条に掲げる森林を整備し、災害の防止や水源のかん養等の多面的機能を持続的に発揮することを目的に、この協定を締結する。

（協定の期間）

第２条　この協定の期間（以下「協定期間」という。）は、　　年　　月　　日から　　　年　月　　日までとする。

２　この協定の目的達成のために必要がある場合には、甲乙協議の上、この協定を更新することができる。

（協定の対象とする森林等）

第３条　この協定の対象とする森林（以下「対象森林」という。）の所在等は、次に掲げるとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所在地 | 面積 | 林小班 | 森林の現況 | 備考 |
|  | ha |  |  |  |

 　注：備考欄には、林小班がない箇所に係る地目を記載すること。

（森林等の整備）

第４条　この協定に基づき実施する森林整備の内容は、以下のとおりとする。

 注：事業の内容に応じて記載すること。

※竹木を伐採（除伐、間伐、修景伐採、全伐等）した場合、伐採後、対象森林の区域内に整理すること。ただし、搬出・処分する場合を除き、事業完了後に乙が自らの責任と費用で、伐採した竹木を搬出・利用する場合はこれを妨げない。

（乙の責務）

第５条　乙は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

 (1) 協定期間中は、対象森林を適正に管理するとともに、皆伐及び森林以外の用途に転用を行わないこと。

　　 なお、やむを得ず皆伐又は転用を行う必要が生じた場合は、あらかじめ甲へ書面で届け出ること。

(2) 整備が円滑に実施されるよう協力すること。

(3) 甲が整備を行ったことを示す標示板等の設置を申し出たときは、乙は協定期間中その設置を認めること。

（助言及び指導）

第６条　甲は、この協定の目的達成のため、対象森林の取扱い等について、必要に応じて乙に対する助言及び指導に努めるものとする。

（災害等による損害）

第７条　対象森林が、自然災害により立木その他に損害を生じた場合については、甲はその責任を負わない。

（協定の承継）

第８条　乙は、対象森林の権利を第三者に譲渡しようとするときは、当該第三者にこの協定を継承させるものとする。

２　乙は、対象森林の権利を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、協議しなければならない。

３　乙は、協定期間中に氏名又は住所に変更があった場合又は次条に定める事項が生じた場合は、速やかに甲に書面で通知するものとする。

（特別な事情による協定の失効等）

第９条　次の各号においては、この協定は対象森林の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供される等、やむを得ない理由により転用するとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

（協定に違反した場合の措置）

第10条　甲は、乙が第５条に違反したときは、第４条の森林整備に要した費用の返還を求めることができる。

（協議）

第11条　この協定に関し疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

　上記協定を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

　　　　　　年　　月　　日

 （甲）　　　会（市長）長

 （乙）住所

 氏名